

【文教委員会】

(1) 審議概観

第134回国会において文教委員会に付託された法律案は、衆議院文教委員長提出1件であり、可決された。

また、本委員会付託の請願11種類65件のうち、4種類18件が採択された。

〔法律案の審査〕

接收刀剣類の処理に関する法律案は、連合国占領軍に接收され、この法律施行の際、現に東京国立博物館に保管されているいわゆる接收刀剣類の処理につき必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、質疑もなく、全会一致で可決した。

〔国政調査等〕

12月14日、教育、文化及び学術に関する調査を行い、いじめ問題、大学教育と就職協定の在り方、平成8年度文教予算の確保、教職員定数の改善、学生の就職等の問題が取り上げられた。

前国会閉会中の9月12日から14日の3日間、阪神・淡路大震災による教育文化施設の被害及び復旧の状況並びに関西地区における教育、学術及び文化財の保護に関する実情調査のため、奈良県、京都府、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行い、その報告を10月5日に行った。

なお、主な視察先は奈良先端科学技術大学院大学、奈良国立文化財研究所、大阪府立近つ飛鳥博物館、神戸市立北野小学校、神戸大学等である。

(2) 委員会経過

○平成7年10月5日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成7年11月30日(木) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 接收刀剣類の処理に関する法律案**(衆第21号)(衆議院提出)について提出者衆議院文教委員長代理片岡武司君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第21号) 賛成会派 自民、平成、社会、共産、平心
反対会派 なし
欠席会派 さき

○平成7年12月14日（木）（第3回）

- いじめ問題に関する件、大学教育と就職協定の在り方に関する件、平成8年度文教予算の確保に関する件、教職員定数の改善に関する件、学生の就職問題に関する件等について島村文部大臣、政府委員、警察庁、労働省、法務省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- 請願第62号外17件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第207号外46件を審査した。
- 教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
21	接收刀剣類の処理に関する法律案	文教委員長 柳沢 伯夫君 (7.11.21)	7.11.21	7.11.21	7.11.21 (予備)	7.11.30 可決	7.12.1 可決			7.11.21 可決

(4) 成立議案の要旨

接收刀剣類の処理に関する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案は、連合軍占領軍に接收され、この法律施行の際現に東京国立博物館に保管されている接收刀剣類の処理につき必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 接收刀剣類の公示

文化庁長官は、接收刀剣類ごとに、その種類、形状その他文部省令で定める事項を官報で公示しなければならないこと。

2 返還の請求

接收刀剣類を連合軍占領軍に接收された者は、官報公示の日から起算して1年以内に、文化庁長官に対し、文部省令で定めるところにより、接收刀剣類であることを証する事項を記載した書面及び接收の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができること。

3 返還等の手続

- (1) 文化庁長官は、返還の請求があったときは、返還請求者がその請求をすることができる者であるかどうかを審査しなければならないこと。
- (2) 文化庁長官は、審査の結果、返還請求者がその請求をすることができる者であると認めるときは、その旨を、遅滞なく、書面により返還請求者に通知するとともに、請求に係る接收刀剣類を返還しなければならないこと。

4 返還されない接收刀剣類の帰属等

- (1) 返還することができない接收刀剣類は、国に帰属すること。
- (2) 国に帰属することとなった接收刀剣類の保管及び処分は、刀剣類に関し広くかつ高い識見を有する者の協力を求める等により、適切に行われるものとする。

5 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- (2) その他所要の規定を設けること。